

第1号様式

法令適用事前確認手続（照会書）

令和8年3月15日

物流・自動車局
貨物流通事業課長 殿
貨物流通経営戦略室長 殿

照会者名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）
代理照会者 行政書士 久保田勝彦
住所 岡山県倉敷市連島町連島 4307 番地 3

下記について、照会します。

なお、照会及び回答内容（照会に係る法令の条項の性質上照会者名を公にすることが回答に当たって必要とされる場合にあっては、照会及び回答内容並びに照会者名）が公表されることに同意します。

記

1. 法令名及び条項

貨物自動車運送事業法 第3条

倉庫業法 第7条第1項、 貨物利用運送事業法第7条第1項

2. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実

当社は倉庫業と、寄託荷主のための第一種利用運送業を営み、貨物自動車運送事業者ではありません。2tトラックを保有しています。寄託主が自社便での寄託物品引渡し・引取りもそれなりの割合を占めております。

【事実1-1】

当社は荷受け・荷出しの効率化のためパレットを保有しています。当社は、近く（移動時間15分程度）の寄託主のためにパレットの運搬に伴って、寄託主の依頼により、寄託主自社便に替わり、当社自社便による寄託物品の荷受け・荷送りを行うことがあります。

この運搬は近くであること、パレット運搬に伴う附帯作業のサービスとして無償で行っていますが、料金改定を考慮するにあたり、寄託物品の混載部分については別途、実費程度の徴収を行おうと考えております。

【事実 1-2】

当社は、寄託物品の入庫または出庫の貨物自動車の到着待ちが発生することがあります。遅延便のために当社従業員に荷待ち時間が発生し、場合によっては時間外労働にもなります。到着した際にブッキングする貨物自動車にも荷待ち時間が発生します。

このとき当社倉庫への到着時間または寄託主の営業所の場所次第では、引渡しあるいは受入れ予定の寄託物品を当社保有車両で荷受け・荷送りの自社便を出すほうが全体の荷待ち時間の削減になります。

委託主の了承を得ることは大前提ですが、これが貨物自動車運送事業に該当しないようであれば、近くの寄託主に限り、有償の寄託物の引取り・引渡しサービスを考えています。

当社はこれを常時行えるリソースはないため、①荷待ち時間の削減になる場合、②近くの寄託主に限定されるもの、になります。事実 1-1 と大きく異なる点は「パレットの運搬に伴わない(附帯作業ではない)」「当社自社便を出せる状況にある」点となります。

【事実 2】

自社便が確保できなかった遠隔地寄託主の緊急の依頼により、寄託物品の引渡しを当社自社便で荷送りすることが2、3年に1回の頻度で発生します。これまで無償で行ってきましたが、頻度の少なさのため依頼を受領していました。このたび料金の改定を考慮するにあたり、サービス料金の設定を考えています。

【事実 3】

当社が所有している、倉庫業要件に適さない自営向け保管用倉庫について、貨物自動車運送事業者に開放し、分けられたスペース毎に短時間占有レンタル料を請求する平積みの「中継輸送拠点」として管理運用することを計画しています。フォークリフト等を整備し、24時間の防犯と貸借管理を当社が行い、車上渡しの要領で荷役は貨物自動車ドライバーが行うことを考えています。

3. 当該法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠

【事実 1-1】

・本件パレットの運搬は、標準倉庫寄託約款第4条(附帯業務等)第1項で言うところの通常倉庫作業に附帯する業務と認識しています。この運搬は自社保有物の運搬に

あたるため貨物自動車運送事業に該当しないと認識しています。

また寄託物品の混載もパレット運搬が主・寄託物品の引渡しに従、空車帰り便の効率化目的のための寄託物品の自社引取りであるため、貨物自動車運送事業に該当しないと認識しています。

これらは自社便運送ですので実費程度のサービス料を徴収しても貨物自動車運送事業法第3条に違反しないと考えております。

【事実1-2】

・寄託を受けた物品は倉庫業登録事業者の下で、登録された物件内で管理されるものと認識しています。そして入庫または出庫予定の寄託物品を、寄託物品所有者の委託を得て、当社自社便で当日中に引渡しあるいは引取りを行うことは、場所が当社登録倉庫であっても当社自社便車上渡しも変わらないのではないかと考えています。

これは運送自体が目的でなく、荷待ち時間削減を主目的としたものと認識しています。引受けから、あるいは引渡しまで当社管理下に置かれている寄託物品を、寄託者のために当社自社便で運搬しても当事者としての活動であるため貨物自動車運送事業に該当せず、有償としても貨物自動車運送事業法第3条に抵触しないものと考えています。

【事実2】

これは寄託主から「急遽寄託物が必要になったが引取り便が確保できない」という要請に端を発します。通常であればこの場合は運送が主目的になるため貨物自動車運送事業で該当するのではないかと考えているためこれまで料金を徴収していません。しかしながら発生頻度の少なさから「業とは言えないのではないか？」とも捉えています。業でないのであれば有償サービスとして行っても貨物自動車運送事業法第3条に抵触しないのではないかと考えています。

【事実3】

・倉庫業とは寄託を受ける物品を、一定基準を満たした建物で損傷・滅失を防止することで預かり料を徴収する事業と認識しています。本件計画の目的は「倉庫業法が予定していない短期の間、中継輸送のために、スペースを貸与する」ものであり、態様が倉庫業および利用運送事業の保管施設に該当しないため、倉庫業登録の事業者であっても当該物件のために倉庫業法第7条第1項の変更登録を要しない。同時に倉庫へ搬入を行う貨物自動車運送事業者を利用するものでもないから、貨物利用運送事業法第7条第1項に規定する保管施設の変更登録を要しない。

以上のことから、計画は法に抵触せず問題ないものと考えております。

4. 公表の延期の希望（希望する場合のみ）
とくにありません

5. 連絡先

電話 086-441-7320

メール kubota@katsuhiko-office.com